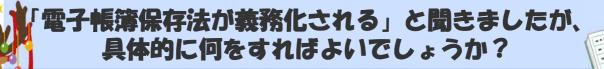
アパマンオーナーのための 『不動産税務通信』R5.12月号



原則」か「猶予措置」のいずれかを導入しましょう。



- ・改ざん防止措置の導入
- ・見読可能装置の備付け
- ・ 検索機能の確保
- ・システム概要書の備付け

国税庁の説明を見ても 何言ってるかさっぱり わからない…。これは 必ずやらないといけな いのか…?



てれだけ なら簡単 だ。

猶予措置(令和6年1月1日から)

原則で要求する環境を用意できない相当の理由があるときは…



- ・電子取引データを保存していること(保存方法は問わない)
- ・税務職員が書面への印刷またはデータそのものの提出を要求 してきた場合に応じることが出来る状態にしている 当面の間は上記2つの要件を満たすだけでも良い。

要点

- ・原則通りの対応は難解で、現在の設備状況によっては費用もかさむ。
- ・猶予措置を適用すればPCやスマホにデータ保存しておき、税務署の要求に応じて紙に印刷したり、 データそのものをコピーして渡せればOK
- ・猶予措置の適用するために特別な申請等は不要。上記「猶予措置」の準備をしておくだけで良い。

請求書や領収書などをPDF化してメールに添付して授受する等、書類を電子上でやり取りすると電子取引に該当し所定の方法に従って保存することが求められます。しかし、原則通りの方法は手間と費用がかさんでしまいます。不動産オーナーや零細事業者等は猶予措置に基づいて対応するのが現実的な対処と言えるでしょう。ただし、今後の法改正次第によっては原則の対応を求められること可能性もあるので、電子帳簿保存法の動向には十分注意する必要があります。



税理士:松永 志保子 栃木県出身です。大学卒業後 外資系監査法人へ入社し、そ こで多くの企業や業界の知識 や経験を得ました。これから もお客様と一緒に税務の問題 に挑戦したいと思っています。



電話・面接相談

東京日本橋相談所(ビジネスエアポート日本橋内)



TEL: 03-3344-3301 Mail: ask@tokyocity.co.jp ご利用時間09:30~17:30

新宿相談所(新宿三井ビル33階) 横浜相談所(横浜スカイビル20階)

編集担当:中村 由美子